平成２４年（フ）第１１号
岡山県笠岡市大河2087番地
債務者　奥本　　大
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
岡山県倉敷市堀南717番地１　アメニティ堀南Ｂ―201
債務者　石井　徳八
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
高知市下島町64番地
債務者　矢野川忠司
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１号
高知市昭和町８番18―713号　昭和町コミュニティ住宅
債務者　竹﨑　征子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４号
高知市一宮東町３丁目８番16号
債務者　西山　雅臣
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８号
高知市八反町２丁目９番23号　グレイス303号室
債務者　伊藤　健司
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８０号
沖縄県豊見城市字高安1068番地33
債務者　仲村　春栄
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８３号
沖縄県豊見城市字高安935番地　新垣アパートＢ―301
債務者　與那覇秀久
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６２号
埼玉県草加市吉町４丁目１番31号　ジョリィアビタシオンＡ―102号
債務者　小峰　和敏
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
福岡県久留米市諏訪野町2378番地29
債務者　寺田　芳子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６号
愛知県豊橋市西幸町字浜池299番地の２
債務者　高岡　摩衣
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１７６号
横浜市港南区笹下５丁目17番12号　メゾン・ド・ジュン202号
債務者　蓮沼　翔子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９号
神奈川県高座郡寒川町小谷１丁目５番19号
あすわハイツ102号
債務者　林　　好夫
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０号
神奈川県高座郡寒川町小谷１丁目５番19号
あすわハイツ102号
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１号
横浜市中区松影町３丁目11番地７　報恩館307号室
債務者　新井　一生
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２３号
横浜市栄区飯島町79番地２
債務者　柳沼　雄俊
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部